

# 入札説明書

この入札説明書は、下記の購入物件に係る入札の執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加者は、次の事項を熟知のうえ入札書を提出すること。

## 1 入札に付する事項

**別記 1**のとおり。

## 2 競争入札参加者に必要な事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）及び茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号。以下「会計規程」という。）を遵守すること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) この説明書に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

## 3 入札等

- (1) 競争入札参加者（以下「参加者」という。）は、別添の仕様書、契約事項書及び添付書類等を熟知のうえ参加しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 参加者は、次に掲げる事項を記載した**入札書（様式第1号）**及び**内訳書（様式第1号の2）**直接提出しなければならない。

ア 入札に付される物件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。）

- エ 代理人が入札する場合は、参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の職氏名等及び押印
- (3) 入札書の提出場所は、**別記 2**のとおりとする。
  - (4) 入札書の提出期限は、**別記 2**のとおりとする。
  - (5) 代理人が入札する場合は、開札時まで**委任状（様式第2号）**を提出すること。
  - (6) 入札書は直接提出することとし、郵送、電報、電送その他の方法による入札書の提出は認めない。
  - (7) 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について訂正線を引き押ししておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。
  - (8) 参加者又はその代理人は、その入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
  - (9) 参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の理由で、入札に係る手続を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、手続を延期し、又はこれを中止することができる。
  - (10) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、参加者又はその代理人は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (11) 開札の日時及び開札の場所（以下「開札場」という。）は、**別記 2**のとおりとする。
  - (12) 開札は、競争入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。競争入札参加者は、代理人を出席させる場合は、**委任状（様式第2号）**を持参させなければならない。この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととするので、開札日の前日までにその旨を**別記 3**の照会先あて連絡すること。
  - (13) 開札場には、競争入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立ち合い職員以外の者は入場することができない。
  - (14) 競争入札参加者又はその代理人は、入札場へ入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
  - (15) 競争入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札場へ入場することができない。
  - (16) 競争入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札場を退場することはできない。
  - (17) 入札場において、次のいずれかに該当するものは、当該入札場から退去させることがある。
    - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
    - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
  - (18) 競争入札参加者又はその代理人は、本入札について他の競争入札者の代理人となることはできない。
  - (19) 初度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は、開札時に再度入札のための入札書を持参すること。
  - (20) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積り合わせを行うものとする。したがって、

この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者又は代理人は、見積書（様式第1号）を持参すること。

#### 4 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 5 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 会計規程第117条に該当する入札を行ったとき
- (2) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (3) 代理人が委任状を提出しないとき
- (4) 前各号に定めるものの他、指示した条件に違反して入札したとき
- (5) 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 参加者の住所又は氏名（法人の場合は、所在地、名称若しくは商号又は代表者の氏名）の不明瞭なもの
- (7) 一般競争参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。
- (8) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 6 落札者等の決定

- (1) 会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 再度入札においても、落札者がいないときは、参加者のうちで最低価格の入札書を提示した者を相手方として随意契約を行うものとする。
- (4) 落札者等が、指定期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札等の決定を取り消すものとする。

#### 7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内（契約の相手方が遠隔地にあるなど特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書の作成に当たっては、当該契約相手方となる者が契約書の案2通に記名押印し、茨城県立中央病院長は当該契約書の送付を受けて当該契約書に記名押印し、うち1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (4) 本契約は、茨城県立中央病院長が契約の相手方とともに契約書に記名押印して成立するものとする。

## 9 契約事項

別添のとおりとする。

## 10 入札参加者に要求される事項

- (1) 参加者又はその代理人は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）及び本件購入物件に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な書類として下記に掲げる書類を**平成30年12月20日（木）午後1時**までに、当該参加者の負担において1部提出しなければならない。
  - ア 入札物品仕様書（様式第4号）
  - イ 物品一覧表（様式第4号別紙）
  - ウ 調達物品の規格（仕様）への適合及びアフターサービス等体制証明書（様式第5号）
  - エ 物品のカタログ（購入機器に係る全てのカタログ）
  - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
  - カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1項から第3号に規定するものでないことを証する書類（誓約書）
- (2) 参加者又はその代理人は、(1)において提出された書類について、関係職員より説明を求められた場合、当該参加者の負担において説明をしなければならない。

## 11 その他必要な書類

- (1) 落札者等において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置をとられることがある。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件に関する照会先は、**別記 3**のとおりである。

## 【別記】

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 購入物件

- ① 白内障硝子体手術装置
- ② 心臓超音波診断装置
- ③ 電動ベッド
- ④ ベッドパンウォッシャー
- ⑤ 4K内視鏡システム
- ⑥ ペーパーレス会議システム

#### (2) 購入物件の規格、品質、性能等

別添「仕様書」のとおり。

#### (3) 購入物件に係る条件等

購入物件に係る次の費用は、納入者が負担すること。

ア 輸送費、保険料、関税等設置場所へ搬入するまでに要する一切の費用。

イ 搬入設置から正常に稼動するまでに必要な一切の費用。

#### (4) 納入期限

①～⑤ 平成31年1月31日（木）

#### (5) 納入物件の設置場所

茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立中央病院

### 2 入札の日時及び場所

入札日時 平成30年12月26日（水） 午前10時30分から

入札場所 〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 本館 2階 大会議室

電話 0296-77-1121（内線2021）

### 3 本件に関する照会先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 経理課

電話 0296-77-1121（内線2021）、Fax 0296-77-2886

Eメール：[k-hanyu@chubyoin.pref.ibaraki.jp](mailto:k-hanyu@chubyoin.pref.ibaraki.jp)

様式第1号

# 入札書(見積書)

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

名称又は商号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印

仕様書及び図面等に指示された事項を承知のうえ、茨城県病院局会計規程(平成18年茨城県病院事業管理規程第21号)及び入札説明書により下記のとおり入札(見積り)します。

## 記

1 物件名

2 数量

3 金額

金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※1 落札決定に当っては、入札書に記載された金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(消費税等額抜き)を入札書に記載すること。

※2 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

# 委任状

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

委任者  
住 所 \_\_\_\_\_

名称又は商号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

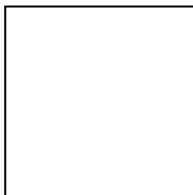
## 記

- 1 代理人 住 所  
氏 名

- 2 委任事項  
平成 年 月 日 茨城県中央病院において行われる

\_\_\_\_\_の入札（見積）に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



様式第3号

# 一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

郵便番号

住 所

名称又は商号

代表者職氏名 印

担当者名

緊急連絡先

FAX番号

平成 年 月 日付けで公告のあった下記の物品調達に係る一般競争入札に参加したいので、入札に参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 入札公告のあった調達物品名
- 2 物品調達等競争入札参加有資格者登録番号 No,
- 3 添付書類
  - ア 入札物品仕様書（様式第4号）
  - イ 仕様書 別紙 物品一覧表（様式第4号別紙）
  - ウ 調達物品の規格（仕様）への適合及びアフターサービス等体制証明書（様式第5号）
  - エ 物品のカタログ（購入機器に係る全てのカタログ）
  - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
  - カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1項から第3号に規定するものでないことを証する書類（誓約書）



様式第4号

入札物品仕様書

	入札公告又は入札説明書等で 指定する調達物品の仕様	入札（納入）しようとする物品の仕様
物品名		
銘 柄		
機 種		
仕様等		



様式第5号

調達物品の規格（仕様）への適合及びアフターサービス等体制証明書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

所在地

名称又は商号

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで公告に示された\_\_\_\_\_については、下記のとおり、調達物品の規格（仕様）に適合した製品を確実に納入できるとともに、購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明いたします。

記

- 1 調達物品の規格（仕様）について  
入札公告及び入札説明書、別添カタログのとおり
- 2 アフターサービス・メンテナンス体制

※アフターサービス・メンテナンス体制については、部門ごとに所在地、電話番号を記入すること。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

印

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

印

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

## 記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ  
(いずれかを○で囲む)

- 2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ  
(いずれかを○で囲む)

- 3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ  
(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋  
（公共工事等に係る措置）

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋  
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

## 医療機器等の売買契約書

- 1 品 名 (購入物件名)
- 2 規格(形式) (規格の概要)
- 3 数 量 (数量)
- 4 契 約 金 額 金 (税込契約金額) 円 (うち消費税及び地方消費税 )
- 5 納 入 期 限 平成 年 月 日 ( )
- 6 納 入 場 所 茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528
- 7 契 約 保 証 金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全額又は一部を免除。

買主茨城県立中央病院(以下「甲」という。)と売主 (契約相手方名) (以下「乙」という。)とは、上記物品について、次の条項により売買契約を締結する。

第1条 乙は、甲の示す仕様書(又は図面)に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、仕様書(及び図面)又は契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。

第2条 乙は物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による納品書を受領したときは、10日以内に乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。

3 検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。

4 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減額して、乙に納入させることができる。

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

第5条 前条の引渡し前に生じた物品の亡失、かし等の損失は、すべて乙の負担とする。

第6条 乙は、納入した物品に隠れた瑕疵があるときは、この契約を履行した日から1年間(仕様書で別に保証期間を定める場合はその期間による。)は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。

2 乙は、甲に対して前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。

第7条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

第8条 乙は、甲の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。

第9条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の納入期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を甲に提出しなければならない。

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第11条 乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256条)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、前項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

3 前2項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合に当っては、この限りでない。

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第14条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。



この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528  
茨城県立中央病院  
病院長

印

乙

印

